鳥取市流しびなの館

改正後

区分	常設展示観覧料（1人1回につき）		特別展示観覧料（1人1回につき）
	個人	団体	
一般	300円	200円	特別展示に要する経費を勘案して市長が定める額
小学生、中学生	無料	無料	一般の2分の1の額
高校生	300円	200円	
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料

備考
1　「常設展示観覧料」とは、平常展示している資料等の観覧料をいう。
2　「特別展示観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している資料等の観覧料をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
(2)　介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　「団体」とは、15人以上のものをいう。

改正前

区分	常設展示観覧料（1人1回につき）		特別展示観覧料（1人1回につき）
	個人	団体(15人以上のものに限る。)	
小学生、中学生、高校生	無料	無料	特別展示に要する経費を勘案して市長が定める額
一般	300円	200円	
高齢者等	無料	無料	

備考
1　「常設展示観覧料」とは、平常展示している資料等の観覧料をいう。
2　「特別展示観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している資料等の観覧料をいう。
3　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　70歳以上の者
(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
(3)　介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者